

霞台厚生施設組合地域
循環型社会形成推進地域計画
(第2期計画)

霞台厚生施設組合

石岡市

小美玉市

かすみがうら市

茨城町

令和2年11月30日

(変更：令和3年3月31日)

(変更：令和3年12月28日)

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
3	施策の内容	6
4	計画のフォローアップと事後評価	12
	様式 1	14
	様式 2	16
	参考資料様式 1	17
	参考資料様式 2	18
	参考資料様式 4	19
	参考資料様式 8	20
	添付資料 1～4 添付資料補足グラフ	21
	添付資料 5 対象地域図	23
	添付資料 6 将来の分別区分	24

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町（以降「4市町」と示す。）

面積：638.45km²（湖沼面積50.62km²含む）

人口：198,448人

表1 対象地域の内訳

市町名	石岡市	小美玉市	かすみがうら市	茨城町	計
面積（km ² ）	215.53	144.74	156.60	121.58	638.45
人口（人）	74,286	50,525	41,483	32,154	198,448

出典：面積、湖沼面積：令和2年全国都道府県市区町村別面積調

人口：茨城県の人口（町丁字別）（令和2年4月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年間の計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

霞台厚生施設組合地域（以降、「本地域」と示す。）は首都東京より概ね70km～100km圏、茨城県のほぼ中央に位置している。本地域は関東平野特有の平坦な地形で構成され、西部から北部にかけて筑波山系が連なり、そこからなだらかな丘陵地が広がり、北部は県都水戸市に南部は日本第二の湖である霞ヶ浦に隣接している。常磐自動車道、国道6号、JR常磐線が位置し交通の利便性が良く、自然環境にも恵まれていることから宅地開発や郊外型の商業施設の進出等、都市化が進展している地域である。

本地域においては、茨城美野里環境組合（小美玉市美野里地区、茨城町）、霞台厚生施設組合（石岡市石岡地区、小美玉市小川地区及び玉里地区）、新治地方広域事務組合（石岡市八郷地区、かすみがうら市）の3組合でそれぞれごみ処理を行ってきた。

人口減少並びにごみの発生抑制、再使用、資源化（以降「3R」と示す。）の推進に伴い、4市町が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量が減少することが見込まれていることを踏まえて、安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていく必要がある。

また、市町単位ではなく広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく必要がある。

こうしたことから平成29年度～令和2年度において、エネルギー回収型廃棄物処

理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を新設し、令和3年度より4市町による広域処理を実施する。エネルギー回収型廃棄物処理施設ではごみを焼却処理する際に発生する余熱を利用して発電を行い、場内で必要な電力を賄うほか、余剰電力を売電することにより、省資源、省エネルギー並びに温室効果ガスの削減を図るものである。

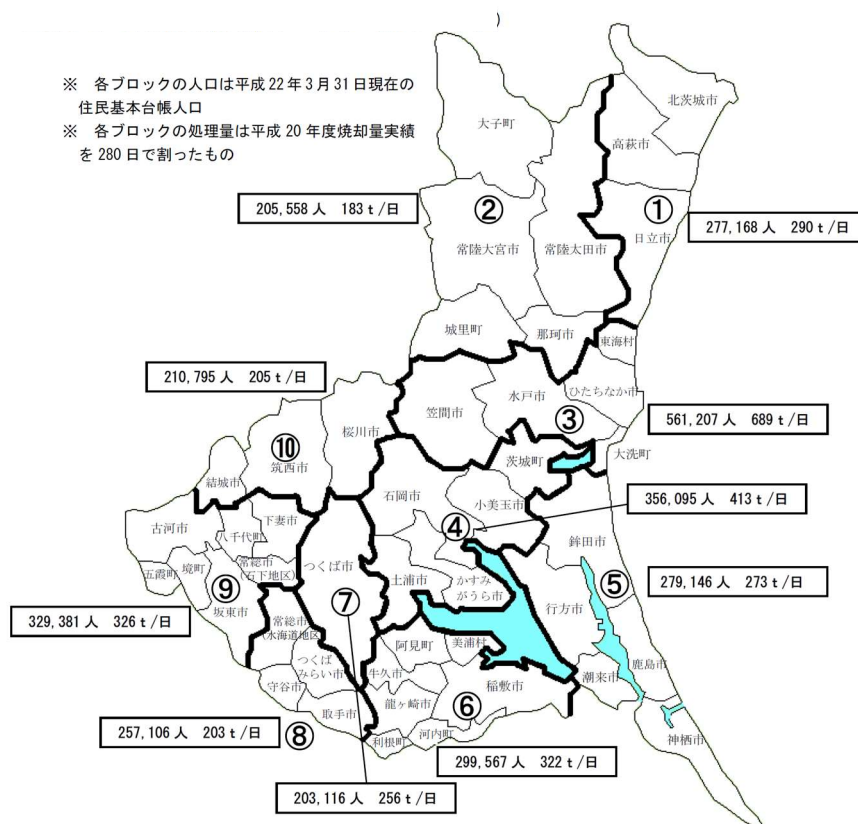
また、災害発生時においては一部の災害廃棄物の受入を行い、地域における早期の復旧・復興に寄与するものである。

今後は、3組合における旧ごみ処理施設を解体撤去し、新たにストックヤードなどを整備することにより、地域の資源循環をより活性化する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

茨城県は、「ごみ処理広域化の指針」を策定し、県内を10ブロックに区分し広域処理を推進しており、4市町は、県の広域化計画ブロックの中で第4ブロックに位置づけられている。これを踏まえ4市町で広域ごみ処理施設の整備を推進する。

3組合については霞台厚生施設組合に、また各組合のごみ処理施設についても1施設に集約化し、4市町が連携・協力して広域処理することにより、3R、ごみ処理経費の削減、廃棄物処理システムの強靱化等を推進する。



(出典：第3次茨城県廃棄物処理計画)

図1 茨城県のごみ処理広域化ブロック

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標を定め、それぞれの施策に取り組んでいく。参考として、添付資料1、2に一般廃棄物等の処理の現状と目標のトレンドグラフを添付する。

目標年次の令和8年度のごみの排出、処理状況は図3に示すとおりである。

排出量は、集団回収を含め、64,265t/年であり、再生される総資源化量は14,387t/年となり、リサイクル率は22.4%となる計画である。

中間処理による減量化量は46,965t/年であり、集団回収を除いた排出量の74.2%が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の4.6%に当たる2,913t/年が埋立処分される計画となる。中間処理量57,723t/年のうち、焼却量は53,112t/年であり、集団回収を除いた排出量の約84%にあたる。

表2 減量化・再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和8年度)
排 出 量	事業系 総排出量	19,700 トン	18,193 トン (-7.6 %)
	1事業所当たりの排出量 ^{※2}	2.0 トン/事業所	1.8 トン/事業所 (-10.0 %)
	生活系 総排出量	50,166 トン	45,073 トン (-10.2 %)
	1人当たりの排出量 ^{※3}	229 kg/人	216 kg/人 (-5.7 %)
	合計 排出量合計	69,866 トン	63,266 トン (-9.4 %)
再生 利 用 量	直接資源化量	5,208 トン (7.5 %)	5,543 トン (8.8 %)
	総資源化量	14,189 トン (20.0 %)	14,387 トン (22.4 %)
エ ネ ル ギ ー 回 収 量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	-	24,431 MWh - GJ
減 量 化 量	中間処理による減量化量	52,365 トン (74.9 %)	46,965 トン (74.2 %)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	4,524 トン (6.5 %)	2,913 トン (4.6 %)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = ((事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)) / (事業所数)
事業所数は、「平成24年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計」に基づく

※3 (1人当たりの排出量) = ((生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)) / (人口)
《用語の定義》

排 出 量 : 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位:トン]

再 生 利 用 量 : 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

エ ネ ル ギ ー 回 収 量 : エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位:MWh]及び熱利用量[単位:GJ]

減 量 化 量 : 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最 終 処 分 量 : 埋立処分された量[単位:トン]

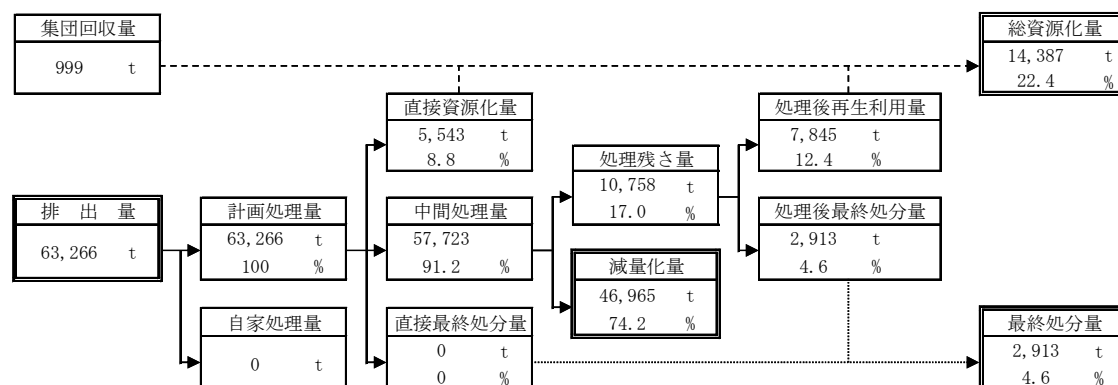


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー(令和8年度)

※端数処理の関係で合計等が合わない場合がある

表2補足 市町ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指標・単位		現状(割合 ^{※1}) (平成30年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和8年度)
石岡市	事業系 総排出量	6,822 トン	6,446 トン (-5.5 %)
	1事業所当たりの排出量	2.0 トン/事業所	1.9 トン/事業所 (-5.0 %)
	生活系 総排出量	18,912 トン	16,458 トン (-13.0 %)
	1人当たりの排出量	226 kg/人	211 kg/人 (-6.6 %)
	合 計 排出量合計	25,734 トン	22,904 トン (-11.0 %)
	直接資源化量	929 トン (3.6 %)	1,269 トン (5.5 %)
	総資源化量	4,831 トン (18.6 %)	4,464 トン (19.4 %)
埋立最終処分量	787 トン (3.1 %)	227 トン (1.0 %)	
小美玉市	事業系 総排出量	4,753 トン	4,448 トン (-6.4 %)
	1事業所当たりの排出量	1.9 トン/事業所	1.8 トン/事業所 (-5.3 %)
	生活系 総排出量	12,057 トン	11,886 トン (-1.4 %)
	1人当たりの排出量	222 kg/人	234 kg/人 (5.4 %)
	合 計 排出量合計	16,810 トン	16,334 トン (-2.8 %)
	直接資源化量	1,422 トン (8.5 %)	1,355 トン (8.3 %)
	総資源化量	3,687 トン (21.6 %)	3,561 トン (21.4 %)
埋立最終処分量	969 トン (5.8 %)	943 トン (5.8 %)	
かすみがうら市	事業系 総排出量	5,314 トン	4,767 トン (-10.3 %)
	1事業所当たりの排出量	2.3 トン/事業所	2.0 トン/事業所 (-13.0 %)
	生活系 総排出量	11,582 トン	9,765 トン (-15.7 %)
	1人当たりの排出量	256 kg/人	213 kg/人 (-16.8 %)
	合 計 排出量合計	16,896 トン	14,532 トン (-14.0 %)
	直接資源化量	2,067 トン (12.2 %)	2,205 トン (15.2 %)
	総資源化量	3,852 トン (22.6 %)	4,013 トン (27.4 %)
埋立最終処分量	1,499 トン (8.9 %)	1,282 トン (8.8 %)	
茨城町	事業系 総排出量	2,811 トン	2,532 トン (-9.9 %)
	1事業所当たりの排出量	1.7 トン/事業所	1.5 トン/事業所 (-11.8 %)
	生活系 総排出量	7,615 トン	6,964 トン (-8.5 %)
	1人当たりの排出量	217 kg/人	209 kg/人 (-3.7 %)
	合 計 排出量合計	10,426 トン	9,496 トン (-8.9 %)
	直接資源化量	790 トン (7.6 %)	714 トン (7.5 %)
	総資源化量	1,819 トン (16.7 %)	2,349 トン (23.6 %)
埋立最終処分量	1,269 トン (12.2 %)	461 トン (4.9 %)	

※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

3 施策の内容

4 市町では、各市町が作成した一般廃棄物処理基本計画を指針として、ごみの3Rを推進する。次に主要な取組みを示す。4 市町がすべての取組みを実施するものではなく各市町の情勢に応じて、個別にあるいは協働・連携して実施するものとする。

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 有料化

- ・家庭ごみの有料化については、4 市町によるごみ処理広域化及びさらなる3Rの取組みによるごみ排出量削減効果を検証しながら、地域実情を踏まえ将来的には有料化も含めた適正な受益者負担の検討を進める。

イ 環境教育、普及啓発、助成

① 環境教育

- ・小・中学校での環境学習推進
- ・環境学習用教材や副読本の作成検討及び教育委員会と連携の検討
- ・ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした学習会、親子で参加するリサイクル体験等を実施による啓発
- ・環境省が推進するこどもエコクラブや民間事業者が行っている体験型環境学習等との連携による取組み推進
- ・環境保全や資源循環に対する知識と行動習得のための各種学習機会の設置
- ・体験学習会、施設見学会の開催

② 普及啓発

- ・集客力のあるイベントにおけるフリーマーケットやゲーム企画の開催
- ・民間事業者と共同でキャンペーン等を推進
- ・出前講座を行い、環境教育・環境学習の機会を提供
- ・ひぬま環境フォーラム等の講演会の実施
- ・広報誌やホームページ、パンフレット等でごみの排出量や資源化率、ごみの分別方法などごみ処理の現況を周知、ごみの発生抑制方法や資源化方法等について情報提供
- ・分別区分が分かるガイドブックの作成、分別や排出方法の周知
- ・ごみの分別区分の変更に伴うごみ排出方法のパンフレット等の見直し
- ・住民、事業者に対しグリーン購入に関する情報提供
- ・海洋プラごみや食品ロスなど、廃棄物を出さない取組みについて普及・啓発
- ・住民、事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発
- ・処理困難物や家電4品目などに関して、民間事業者あるいはリサイクル関連法に基づくリサイクルルートの活用を啓発
- ・ごみの発生抑制や資源化に関するアイデアを募集しホームページ等で紹介
- ・不用品の情報交換の機会創設の促進

- ・住民、事業者、行政等による連携体制構築のための交流機会の創出
 - ・広報紙、ホームページ、説明会等による情報提供
 - ・行政機関が発信する情報の住民への提供
 - ・減量及び資源化啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進
 - ・紙ごみ等の資源化ルートの確保検討
 - ・野焼き禁止の周知を図る。
 - ・再生品利用に関する住民への周知
 - ・事業者へ再生品の利用・販売に関するより幅広い啓発
 - ・市町が率先して環境物品等の調達を推進
 - ・環境物品等に関する適切な情報提供
 - ・転入者、集合住宅の居住者への分別ルール等の情報提供
 - ・ごみ分別のモデル家庭の紹介検討
 - ・家庭における食品ロスの発生抑制するために、食べ切れる量のみで購入や食品の食べ切りへの協力を呼びかけ、食べ残しゼロを促進
 - ・フードバンクの周知、活用促進
 - ・プラスチック資源循環戦略に基づき国が整備する社会システムを活用し廃プラスチックの発生抑制、リサイクル等、バイオマスプラスチックの代替利用等を推進する。
- ③事業系ごみ対策
- ・飲食店事業所等への食品ロス削減の啓発・推進
 - ・事業所内での生ごみの減量・資源化、食品ロス削減の徹底
 - ・プラスチック系ごみの発生抑制
 - ・過剰包装の抑制、再使用または再生利用可能な素材、形状の包装採用、回収拠点、資源化ルートの構築、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等に関する啓発、指導
 - ・使い捨て商品の採用抑制、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルート構築等の取り組みを啓発
 - ・事業系ごみ排出時の分別ルールの徹底を指導
 - ・エコショップ制度への積極的参加を促進
 - ・事業者の3R活動のPRと市民への啓発を支援
 - ・ゼロ・エミッションを目指した事業者間でのネットワークづくりの推進
 - ・商品の耐用年数の長期化、アフターサービスの充実及び低コスト化を要請
- ④ 助成等
- ・資源物を地域の団体、市民団体等が集団回収した場合に補助金等を交付する制度の利用促進（実施していない場合は実施に向けて制度の検討）
 - ・生ごみ堆肥化を促進するため、生ごみ処理器等を設置した場合に補助金を交付する制度の利用促進（実施していない場合は実施に向けて制度の検討）

ウ マイバック運動・レジ袋対策

- ・マイバック、買物かご利用促進
- ・レジ袋有料化を踏まえ小売業の取組への理解、協力を啓発
- ・簡易包装への取組みを強化

エ ごみの分別について

- ・ごみの分類については 4 市町とも燃やすごみ（可燃ごみ）、草木類、古紙類（新聞紙、雑誌・チラシ、段ボール、紙パック、その他の雑紙）、古布、ペットボトル、粗大ごみ、カン・金属類、ガラスびん、ガラス・陶磁器類、水銀使用製品等（蛍光灯、電球、乾電池・水銀体温計）、危険ごみ（使い捨てライター）となるように段階的に統一する。
- ・また、段階的な統一に合わせて、新たなごみ分別区分に対する広報啓発、周知による分別の徹底を推進する。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

- ・分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。
- ・令和 3 年度より稼働するエネルギー回収型廃棄物処理施設において可燃ごみ、選別処理後の可燃残渣を焼却処理し、エネルギー回収を行う。余熱は発電に利用し、場内及び組合敷地内に整備する福祉施設へ給電する。さらに余剰電力は売電する。
- ・不燃ごみ、粗大ごみ、資源物についても令和 3 年度より稼働するマテリアルリサイクル推進施設で処理し資源化を推進する。
- ・また草木類、陶磁器類のリサイクルについても 4 市町が連携して広域的に推進する。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

- ・今後とも家庭系ごみの分別区分に準じて、処理・処分を行う。
- ・事業系ごみに関しては郊外型の商業施設、外食産業の進出、企業の誘致等に伴い増加する懸念があるため、3(1)イで示した事業系ごみ対策を推進するとともに、適正な費用負担や新広域ごみ処理施設における搬入時の分別・資源化の指導等によりごみ量の削減を図る。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状では産業廃棄物の処理は行っておらず、将来的にも対応予定はない。

エ 今後の処理体制の要点

◇新広域ごみ処理施設の稼働後に、旧ごみ処理施設を解体撤去する。跡地にはサテライトセンター及びストックヤードを整備し、資源物の保管、搬出の効率化、地域におけるリサイクルの推進を図る。

表3 本地域の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (H30年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	
可燃ごみ	焼却	【ごみ焼却施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター 焼却残渣は一部を溶融処理後資源化し、その他は埋立処分	42,865	
不燃ごみ	○ガラス類 ○陶磁器類	破碎選別	【不燃物処理施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター 可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を溶融処理後資源化し、その他は埋立処分 小型家電はピックアップし資源化	1,250
粗大ごみ	○可燃性粗大 ○不燃性粗大	破碎選別	【不燃物処理施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター 可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を溶融処理後資源化し、その他は埋立処分	1,885
資源物	○紙類 ○びん類 ○ペットボトル ○プラスチック類 ○高分子ごみ ○蛍光灯、電球、乾電池 ○草木類	リサイクル	【不燃物処理施設、ペットボトル圧縮梱包施設、保管施設】 ○茨城美野里環境組合クリーンセンター ○霞台厚生施設組合環境センター ○新治地方広域事務組合環境クリーンセンター 資源物は保管選別後、あるいは直接資源化 ペットボトルは圧縮梱包後、資源化 蛍光灯、電球、乾電池等は資源化	4,167
集団回収	-	-	1,212	
計	-	-	51,379	

数値は生活系ごみ量を示す。

今 後 (R8年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績(t)	
可燃ごみ	焼却(熱回収、発電等)	【エネルギー回収型廃棄物処理施設】 ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設 焼却残渣は一部を溶融処理後資源化し、その他は埋立処分	38,015	
不燃ごみ	○ガラス類 ○陶磁器類	破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 リサイクルセンター、ストックヤード 【廃棄物運搬中継施設】 サテライトセンター ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設 可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を溶融処理後資源化し、その他は埋立処分 小型家電はピックアップし資源化	974
粗大ごみ	○可燃性粗大 ○不燃性粗大	破碎選別	【マテリアルリサイクル推進施設】 リサイクルセンター、ストックヤード 【廃棄物運搬中継施設】 サテライトセンター ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設 可燃残渣はごみ焼却施設で焼却処理 不燃残渣は一部を溶融処理後資源化し、その他は埋立処分	1,573
資源物	○紙類 ○びん類 ○ペットボトル ○プラスチック類 ○高分子ごみ ○蛍光灯、電球、乾電池 ○草木類	リサイクル	【マテリアルリサイクル推進施設】 リサイクルセンター、ストックヤード 【廃棄物運搬中継施設】 サテライトセンター ○霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設 資源物は保管選別後、あるいは直接資源化 ペットボトルは圧縮梱包後、資源化 蛍光灯、電球、乾電池等は、資源化	4,607
集団回収	-	-	999	
計	-	-	46,169	

数値は生活系ごみ量を示す。



(3) 処理施設の整備

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設	霞台厚生施設組合新広域 ごみ処理施設整備事業	215t/ 日	小美玉市 高崎 1824-2	R3~R4 (施設整備 H29 ~R2、解体工 事 R3~R4)
2	マテリアルリサイク ル推進施設 ストックヤード	霞台厚生施設組合新広域 ごみ処理施設整備事業	150 m ²	小美玉市 高崎 1824-2	R5~R7
3	廃棄物運搬中継施設 サテライトセンター	霞台厚生施設組合新広域 ごみ処理施設整備事業	100 m ²	小美玉市 堅倉 1725-2	R3~R6

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、処理の集約、エネルギーの高効率回収、有効利用の促進

事業番号2 資源の有効利用の促進

事業番号3 資源の有効利用の促進

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表5のとおり、計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
2	マテリアルリサイクル推進施設の整備（事業番号2）に係る事業		
	旧施設解体設計等事業	解体発注仕様書等作成、有害物質調査	R4
	ストックヤード設計事業	発注仕様書等作成	R6
3	廃棄物運搬中継施設の整備（事業番号3）に係る事業		
	旧施設解体設計等事業	解体発注仕様書等作成、有害物質調査	R3
	サテライトセンター設計事業	発注仕様書等作成	R5

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

- ・本地域で回収した資源物に関しては、資源化を前提として民間事業者売却あるいは処理を委託する。
- ・住民については再生品や再生資源を利用した商品の需要拡大をPRするとともに、事業者に対してもそうした商品の品ぞろえの充実や住民に対する周知について協力を求める。
- ・焼却残渣については、資源化システムの導入あるいは民間活用により資源化するとともに流通ルートの確保に努める。

イ 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

- ・家電リサイクル法に対する周知を推進するとともに、同法に基づく民間主体のリサイクルルートによる資源化を促進する。
- ・廃家電の小売業者の引取義務外品については、新設するストックヤードにおいて受入れを行い、資源化を推進する。
- ・小型家電品については、小型家電リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を図るため、マテリアルリサイクル推進施設等におけるピックアップ方式による回収及び資源化を推進する。

ウ 不法投棄対策

- ・ごみのポイ捨てや不法投棄等については、茨城県及び4市町で連携を保ちながら、住民への意識啓発に努めるとともに監視員によるパトロールの強化など不法投棄の防止対策を推進していく。
- ・また、廃家電については不法投棄が多く、4市町においてその適正処理、リサイクルに苦慮していることから、新設するストックヤードで一時保管し、その後家電リサイクル法に基づく回収ルートを活用できる体制を整備する。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

- ・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を図るため、4市町の地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づいた対応を推進する。
- ・大規模災害の場合、地域だけでは対応が困難になることが考えられるため、県、周辺市町村及び民間事業者等との連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保する。「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時応援協定」に基づき、関係機関等と連携を図りながら収集、運搬、処理、処分等を迅速に行うための処理体制を構築する。
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設では、地域で発生する災害廃棄物を受入れ適正処理を行うとともに、エネルギー回収を行う。
- ・一次仮置場について、4市町は災害廃棄物処理計画に基づき想定した必要面積を満足する候補地の調査、選定を推進します。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合及び4市町は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、国及び茨城県と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

【添付資料】

様式 1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1

様式 2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2

参考資料様式 1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

参考資料様式 2 施設概要（エネルギー回収施設系）

参考資料様式 4 施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

参考資料様式 8 計画支援概要

添付資料 1 常住人口と事業所数の推移

添付資料 2 家庭系ごみ排出量と 1 人あたりの排出量の推移

添付資料 3 事業系ごみ排出量と 1 事業所あたりの排出量の推移

添付資料 4 総資源化量及び最終処分量とエネルギー回収量の推移

添付資料 5 対象地域図

添付資料 6 将来の分別区分

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	霞台厚生施設組合地域		(2) 地域内人口	198,448人	(3) 地域面積	638.45km ²
(4) 構成市町村等名	石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町、茨城美野里環境組合、霞台厚生施設組合、新治地方広域事務組合		(5) 地域の要件*	<input checked="" type="radio"/> 人口 <input checked="" type="radio"/> 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合：茨城美野里環境組合 構成：小美玉市、茨城町 設立年月日：昭和46年4月6日	組合：霞台厚生施設組合 構成：石岡市、小美玉市 設立年月日：昭和47年10月31日	組合：新治地方広域事務組合 構成：石岡市、かすみがうら市、土浦市 設立年月日：昭和49年6月19日	※令和3年度以降は霞台厚生施設組合に集約化		

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和8年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	19,790	19,038	19,447	21,213	19,700	18,193(-7.6%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.0	1.9	2.0	2.1	2.0	1.8 (-10.0%)
	生活系 総排出量(トン)	50,573	50,914	50,418	49,901	50,166	45,073(-10.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	221	224	225	226	229	216 (-5.7%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	70,363	69,952	69,865	71,114	69,866	63,266(-9.4%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	5,846 (8.3%)	5,457 (7.8%)	5,315 (7.6%)	5,898 (8.3%)	5,208 (7.5%)	5,543 (8.8%)
	総資源化量(トン)	14,097 (19.8%)	13,402 (18.9%)	13,231 (18.7%)	14,435 (20.1%)	14,189 (20.0%)	14,387 (22.4%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	-	-	-	-	-	24,431
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	-	-	-	-	-	
減量化量	減量化量(中間処理後の差 トン)	52,857(75.1%)	52,967(75.7%)	52,682(75.4%)	52,859(74.3%)	52,365(74.9%)	46,965(74.2%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,383 (6.2%)	4,470 (6.4%)	4,747 (6.8%)	4,606 (6.5%)	4,524 (6.5%)	2,913 (4.6%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付した。(添付資料1~2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

組合構成市町の一般廃棄物処理基本計画と整合を図っているため、目標値は異なっていない。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	全連続式、ストーカ式	105t/日	S61.3	R3.3廃止	R4.4～R6.3	浸水地域該当せず	
ごみ焼却施設	霞台厚生施設組合 環境センター	霞台厚生施設組合	全連続式、ストーカ式	126t/日	H6.3	R3.3廃止	R5.4～R7.3	浸水地域該当せず	
ごみ焼却施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	全連続式、ストーカ式	120t/日	H7.3	R3.3廃止	R3.4～R5.3	浸水地域該当せず	
不燃物処理施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	破碎、選別	30t/日	S61.3	R3.3廃止	R4.4～R6.3	浸水地域該当せず	
不燃物処理施設	霞台厚生施設組合 環境センター	霞台厚生施設組合	破碎、選別	30t/日	H7.3	R3.3廃止	R5.4～R7.3	浸水地域該当せず	
不燃物処理施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	破碎、選別	30t/日	H7.3	R3.3廃止	R3.4～R5.3	浸水地域該当せず	
ペットボトル圧縮梱包施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	圧縮梱包	200kgt/h	H12.3	R3.3廃止	R4.4～R6.3	浸水地域該当せず	
ペットボトル圧縮梱包施設	霞台厚生施設 環境センター	霞台厚生施設組合	圧縮梱包	300kgt/h	H11.3	R3.3廃止	R5.4～R7.3	浸水地域該当せず	
ペットボトル圧縮梱包施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	圧縮梱包	300kgt/h	H11.10	R3.3廃止	R3.4～R5.3	浸水地域該当せず	
保管施設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	茨城美野里環境組合	一次保管	973㎡	H10.3 (H12.3増設)	-	-	浸水地域該当せず	
保管施設	霞台厚生施設組合 環境センター	霞台厚生施設組合	一次保管	1,950㎡	H9.3	-	-	浸水地域該当せず	
保管施設	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	新治地方広域事務組合	一次保管	1,794㎡	H7.3	R3.3廃止	R3.4～R5.3	浸水地域該当せず	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合(施設整備) かすみがうら市(解体工事)	全連続式、ストーカ式	215t/日	R3.4	広域処理のため新設	有 新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター	R3.4～ R5.3	浸水地域該当せず	新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター解体事業(事業主体:かす みがうら市)と一体として 霞台厚生施設組合ク リーンセンターを整備。
リサイクルセンター	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合	破碎、選別	22t/日	R3.4	広域処理のため新設	-	-	浸水地域該当せず	
ストックヤード	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合	一次保管	150㎡	R8.3	広域処理のため、及び資 源化推進のため新設	霞台厚生施設組合 環境センター	R5.4～ R7.3	浸水地域該当せず	
サテライトセンター	霞台厚生施設組合 クリーンセンター	霞台厚生施設組合	一次保管	100㎡	R7.3	広域処理のため、及び資 源化推進のため新設	茨城美野里環境組合 クリーンセンター	R4.4～ R6.3	浸水地域該当せず	

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考			
			単位		開始	終了	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度				
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							885,920	0	0	245,976	573,944	66,000	831,604	0	0	229,681	535,923	66,000		
ストックヤード整備事業	2	霞台厚生施設 組合	150	m ²	R5	R7	885,920	0	0	245,976	573,944	66,000	831,604			229,681	535,923	66,000	施工監理含む	
○エネルギー回収等に関する事業							1,303,924	513,805	790,119	0	0	0	661,839	119,131	542,708	0	0	0		
ごみ焼却施設整備事業	1		215	t/日	H29	R4	1,303,924	513,805	790,119	0	0	0	661,839	119,131	542,708	0	0	0	全体事業：H29～R4	
新設		霞台厚生施設 組合			H29	R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	施工監理含む ※新治地方広域事務組合 環境クリーンセンター解体 事業(事業主体:かすみが うら市)と一体として霞台 厚生施設組合クリーンセ ンターを整備。
解体		かすみがうら 市			R3	R4	1,303,924	513,805	790,119	0	0	0	661,839	119,131	542,708	0	0	0	0	
○廃棄物運搬中継に関する事業							939,895	16,676	401,581	505,138	16,500	0	804,243	16,676	375,529	395,538	16,500	0		
サテライトセンター整備事業	3	霞台厚生施設 組合	100	m ²	R3	R6	939,895	16,676	401,581	505,138	16,500	0	804,243	16,676	375,529	395,538	16,500	0	施工監理含む	
○施設整備に関する計画支援事業	2及び 3	霞台厚生施 設組合	-	-	R3	R6	55,792	20,460	26,807	825	7,700	0	55,792	20,460	26,807	825	7,700	0		
合計							3,185,531	550,941	1,218,507	751,939	598,144	66,000	2,353,478	156,267	945,044	626,044	560,123	66,000		

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

※5 事業が地域計画をまたぐ場合は備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対外部分のみを行う期間も含む。

※6 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合はそれぞれの事業費を記載すること

【参考資料様式1】

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合
(2) 施設名称	マテリアルリサイクル推進施設（ストックヤード）
(3) 工期	令和5年度～令和7年度
(4) 施設規模	処理能力 150 m ²
(5) 処理方式	資源物の保管
(6) 地域計画内の役割 ※1	資源物の有効利用の推進
(7) 廃焼却施設解体工 事の有無	有
(8) ストック対象物	廃家電、草木類
(9) 総事業計画額 ※2	885,920 千円 うち、交付対象事業費 831,604 千円

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合
(2) 施設名称	エネルギー回収型廃棄物処理施設
(3) 工期	R3～R4(施設整備 H29～R2、解体工事 R3～R4)
(4) 施設規模	処理能力 215 t / 日
(5) 形式及び処理方式	焼却（ストーカ式）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 有（発電効率 15%以上） 2. 熱回収の有無 有（熱利用率 15%以上）
(7) 地域計画内の役割 ※1	既存施設の老朽化への対応、エネルギーの高効率回収 及び有効利用の促進
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有
(9) 総事業計画額※2	1,303,924 千円（全体:15,930,244 千円） うち、交付対象事業費 661,839 千円（全体:14,179,011 千円）

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう利活用するかについても記載すること。

※2 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること

施設概要（廃棄物運搬中継施設系）

都道府県名 茨城県

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合 (茨城美野里環境組合から事務を引き継ぐ)
(2) 施設名称	廃棄物運搬中継施設（サテライトセンター）
(3) 工期	令和3年度～令和6年度
(4) 施設規模	処理能力 100 m ³
(5) 形式及び処理方式	ごみ種別（不燃ごみ、粗大ごみ、資源物） 一次保管
(6) 地域計画内の役割	資源物の有効利用の推進
(7) 広域化・集約化内容	今まで3組合でごみ処理を行ってきたものを霞台厚生施設組合に集約化し構成4市町が連携・協力してごみの広域処理を進める。
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	有
(9) 総事業計画額 ※1	939,895 千円 うち、交付対象事業費 804,243 千円

※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること

計 画 支 援 概 要

都道府県名 茨城県

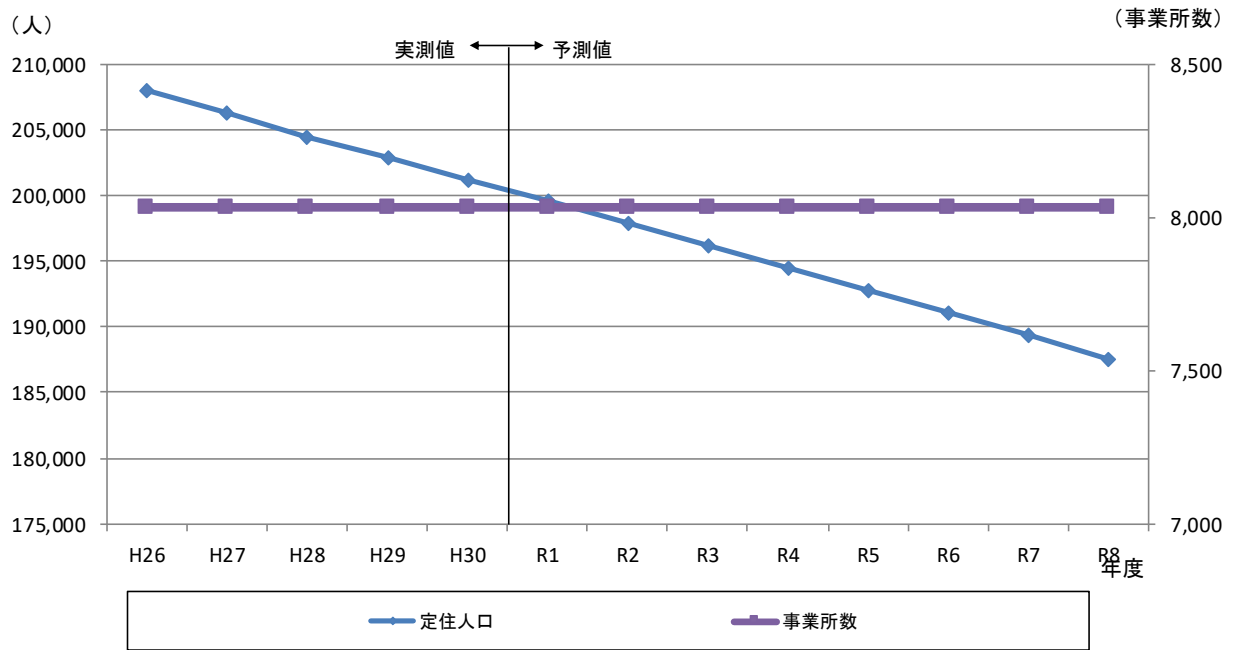
(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合	
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため	
(3) 事業名称	旧施設解体設計等事業	ストックヤード設計事業
(4) 事業期間	令和 4 年度	令和 6 年度
(5) 事業概要	解体発注仕様書等作成、有害物質調査	発注仕様書等作成
(6) 総事業計画額 ※1	26,807 千円 うち、交付対象事業費 26,807 千円	7,700 千円 うち、交付対象事業費 7,700 千円

(1) 事業主体名	霞台厚生施設組合 (茨城美野里環境組合から事務を引き継ぐ)	
(2) 事業目的	廃棄物運搬中継施設整備のため	
(3) 事業名称	旧施設解体設計等事業	サテライトセンター設計事業
(4) 事業期間	令和 3 年度	令和 5 年度
(5) 事業概要	解体発注仕様書等作成、有害物質調査	発注仕様書等作成
(6) 総事業計画額 ※1	20,460 千円 うち、交付対象事業費 20,460 千円	825 千円 うち、交付対象事業費 825 千円

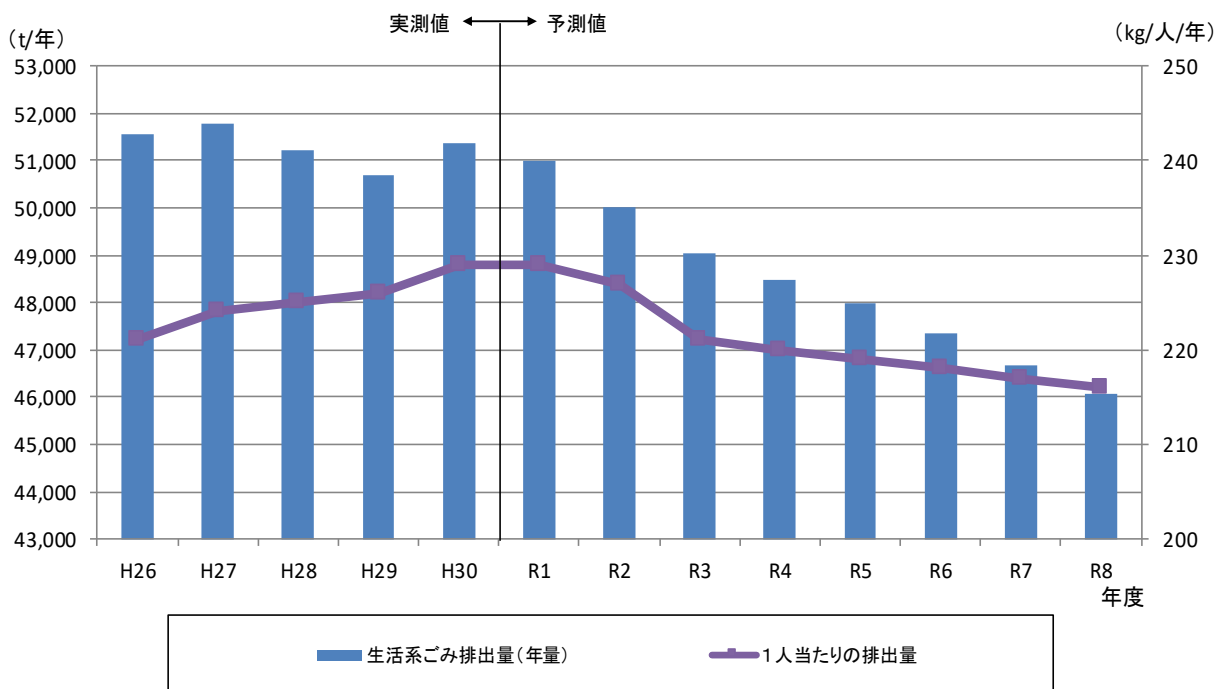
※1 事業が複数の地域計画にまたがる場合、本地域計画期間内の金額を記載し、全体の金額を括弧書きすること

添付資料 1、2、3、4（添付資料補足グラフ）

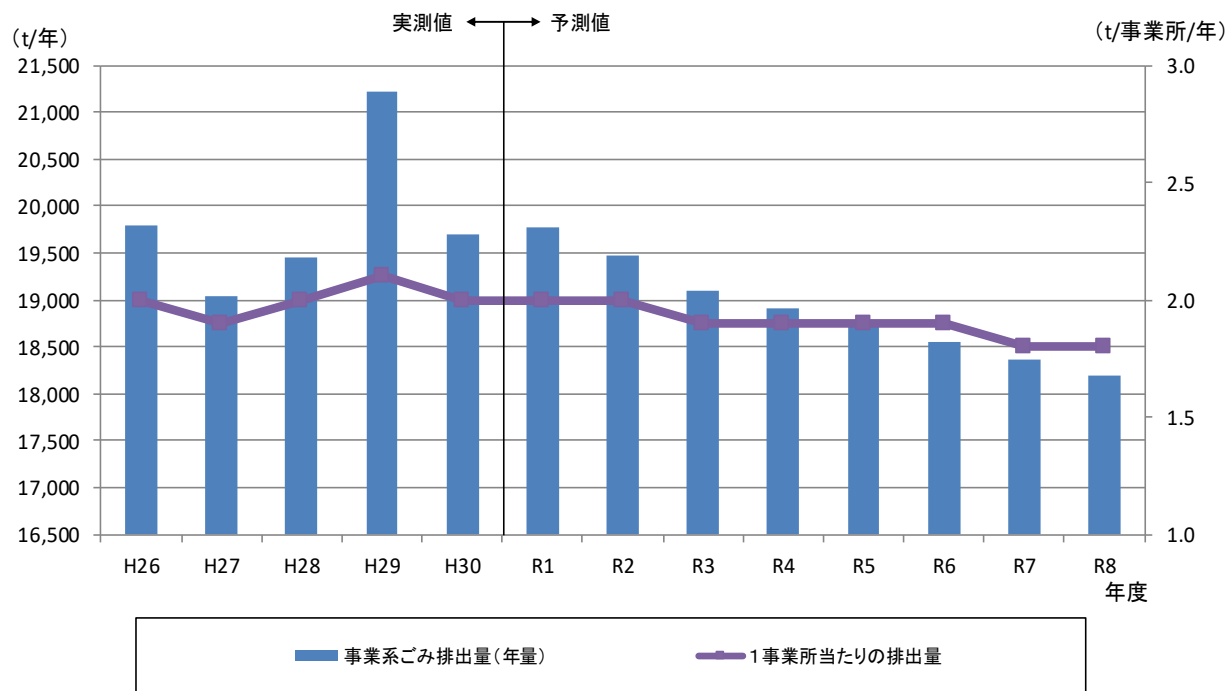
添付資料1 常住人口と事業所数の推移



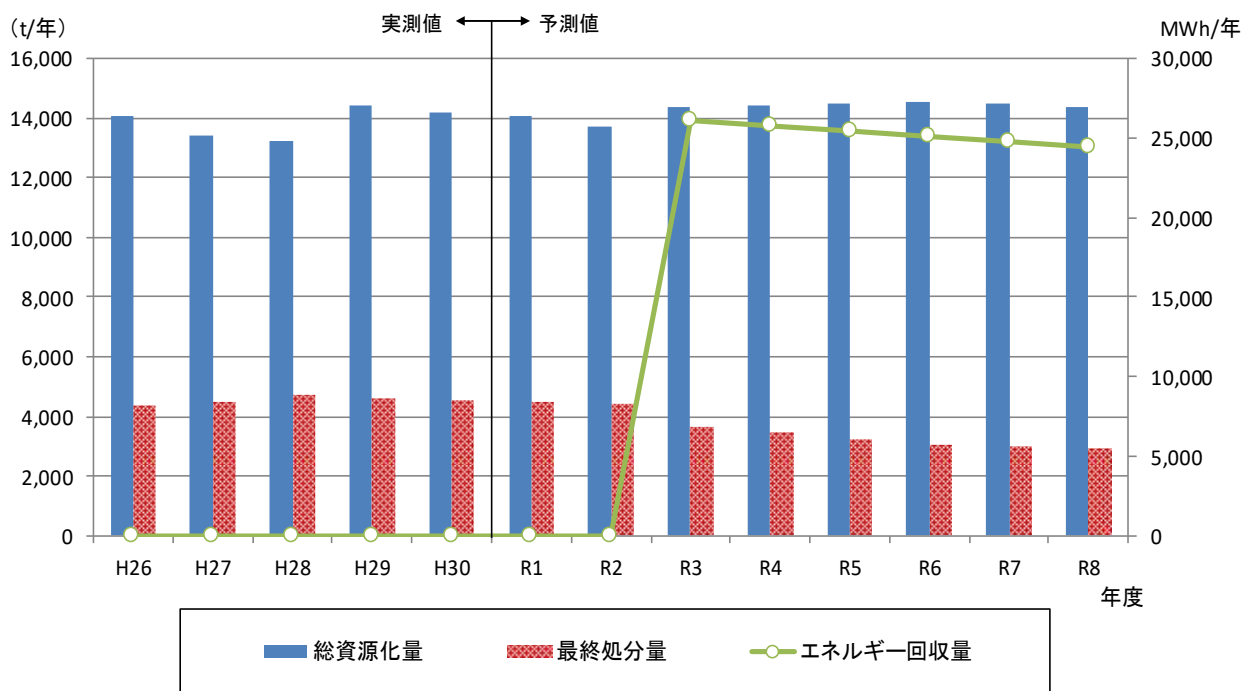
添付資料2 家庭系ごみ排出量と1人あたり排出量の推移



添付資料3 事業系ごみ排出量と1事業所あたり排出量の推移



添付資料4 総資源化量及び最終処分量とエネルギー回収量の推移



添付資料 5 対象地域図

茨城美野里環境組合クリーンセンター

- ①ごみ焼却施設
 - ②不燃物処理施設
 - ③ペットボトル圧縮梱包施設
 - ④保管施設
- ①～③は令和4～5年度解体撤去
継続して利用

◆【既存施設解体撤去後】

- ⑤廃棄物中継運搬施設
(サテライトセンター)
- 令和6年度建設工事、令和7年度利用開始



新治地方広域事務組合環境クリーンセンター

- ①ごみ焼却施設
 - ②不燃物処理施設
 - ③ペットボトル圧縮梱包施設
 - ④保管施設
- ①～④は令和3～4年度解体撤去

霞台厚生施設組合環境センター

◆【既存施設】

- ①ごみ焼却施設
 - ②不燃物処理施設
 - ③ペットボトル圧縮梱包施設
 - ④保管施設
- ①～③は令和5～6年度解体撤去
継続して利用

◆【既存施設解体撤去後】

- ⑤マテリアルリサイクル推進施設
(ストックヤード)
- 令和7年度建設工事、令和8年度利用開始

◆【新広域ごみ処理施設】

- ⑥エネルギー回収型廃棄物処理施設
 - ⑦マテリアルリサイクル推進施設
- ⑥、⑦は令和3年度稼働開始

添付資料 6 将来の分別区分（令和3年4月以降 段階的に統一化）

番号	ごみの名称	ごみの例	対象地域		各市町の変更点等
			現状	→ 令和3年4月	
1	燃やすごみ	生ごみ・ビニール・プラスチック・紙くず・少量の草や木くず・シングルサイズの布団・革製品・紙おむつ・CD・動物の死骸・食用油・公開できない書類・カーボン紙・非感染性の医療廃棄物 等	全地域	→ 全地域	従来どおり実施
2	草木類	直接搬入する刈草・剪定枝・竹・篠 等（少量(10kg未満)の場合は燃やすごみの日に出すこともできるものとする）	かすみがうら市 石岡市八郷地区	→ 全地域	既設ヤードで組合が回収・資源化
3	新聞紙・チラシ	新聞紙・チラシ	全地域	→ 全地域	雑誌に含んでいたチラシ・コピー用紙は新聞紙に区分変更。
4	雑誌	週刊誌・漫画本・小説・専門誌・教科書・参考書・辞典・電話帳・小冊子 等	全地域	→ 全地域	コピー用紙の取扱いは売却先との協議による。
5	段ボール	段ボール箱・段ボールの中仕切り・段ボールの台紙 等	全地域	→ 全地域	従来どおり実施
6	紙パック	牛乳・ジュース・酒等の紙パック	かすみがうら市 石岡市八郷地区	→ 一部未定の地域あり	早期に全地域での分別回収統一を目指す
7	その他紙容器	ボール紙の箱・包装紙・紙袋 等	かすみがうら市 石岡市八郷地区	→ 一部未定の地域あり	早期に全地域での分別回収統一を目指す
8	古布	洋服類・シーツ・タオル・カーテン・布団カバー 等	かすみがうら市 石岡市	→ 全地域	
9	ペットボトル	飲料水用・酒類用・醤油用・みりん風調味料用等のペットボトル	全地域	→ 全地域	従来どおり実施
10	粗大ごみ	木製家具・たたみ・ダブルサイズ以上の布団・カーペット・ロッカー・机・椅子・自転車・スノーボード・ストーブ・大型のおもちゃ・ドラム缶・ワイヤー・小型のエンジン・金属の塊 等	全地域	→ 全地域	戸別有料回収も検討
11	カン・金属類	スチール缶・アルミ缶・小型家電製品・金属性の調理器具や工具類・小型の金属製のおもちゃ・スプレー缶・カセットガスボンベ・アルミ箔・縫い針・釘・カッターの刃 等	全地域	→ 全地域	新治広域の地域で小型家電製品の区分を「カン・金属類」に変更
12	無色びん	牛乳びん・酒のびん・びん詰めのみん等	全地域	→ 全地域	従来どおり実施
13	茶色びん	栄養ドリンクのびん・ビールびん・日本酒のびん 等	全地域	→ 全地域	従来どおり実施
14	その他びん	青色のびん(焼酎のびん・飲料水のびん 等) 緑色のびん(酢のびん 等) 黒色のびん(焼酎のびん 等)	全地域	→ 全地域	従来どおり実施
15	ガラス・陶磁器類	板ガラス・強化ガラス・耐熱ガラス・コップ・陶磁器・瀬戸物・石器・化粧品等資源化できないビン 等	石岡市石岡地区 小美玉市 茨城町	→ 全地域	
16	蛍光灯・電球	直管型・丸管型・電球型の全ての蛍光管・水銀灯電球白熱電球・常夜球・グロー管 等	石岡市石岡地区 小美玉市 茨城町	→ 全地域	
17	乾電池・水銀体温計	全ての大きさ・形状のマンガン乾電池・アルカリ乾電池・充電式乾電池・電動工具の充電電池・ボタン電池・水銀体温計・水銀血圧計 等	未実施	→ 一部未定の地域あり	早期に全地域で単品回収実施を目指す
18	使い捨てライター	ガスの再充電できないタイプのガスライター全般(タバコ着火用・仏具用・レジャー用 等)	未実施	→ 開始時期未定	早期に全地域で単品回収開始を目指す